

愛媛県議会果樹農業振興議員連盟規約

第1条 本連盟は、愛媛県議会果樹農業振興議員連盟と称する。

第2条 本連盟は、本県における果樹農業の振興及び健全な発展に寄与し、もって果樹生産農家の経営安定に資することを目的とする。

なお、本連盟が対象とする果樹は、愛媛県策定の「愛媛県果樹農業振興計画」における対象果樹とする。

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 果樹農業の発展を図るための調査・研究並びに意見具申。
- (2) 国会並びに主務官庁等への陳情、連絡。
- (3) その他本連盟の目的を達成するために必要な事項。

第4条 本連盟は、本連盟の目的に賛意を表する愛媛県議会議員をもって組織する。

第5条 本連盟に次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、事務局長1名、理事若干名、監事2名

- 2 会長、副会長、事務局長、理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。

第6条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期が満了しても後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。
- 3 会長は、本連盟を代表し総会、臨時総会、役員会の議長となる。会長に事故あるときは、副会長が会長の職務を行う。
- 4 事務局長は、本連盟の事務を統括する。
- 5 監事は、本連盟の会計を監査する。

第7条 本連盟に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会
- (3) 監事会

第8条 総会は、毎年1回開く。

- 2 臨時総会は、役員会の決定によって開く。会員の4分の1以上の要求があれば、役員会は臨時総会を開かなければならない。
- 3 役員会は、会長が必要と認めたときに開く。役員3分の1以上の要求があれば、会長はこれを開かなければならない。
- 4 監事会は、監事の要求によって開く。

第9条 本連盟の各機関の会議は、原則として出席会員全員の同意をもって議事を決定する。

第10条 本連盟の所要経費は、会員の会費並びに寄付金その他の収入をもってこれに充てる。年間予算及び決算は、総会の承認を求めなければならない。

第11条 会員の会費は、月額 1,500 円とし議員報酬より徴収する。

第12条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13条 本連盟の事務を処理するため、県議事堂内に事務局を置く。

第14条 本規約は、総会において改正することができる。

附 則

本規約は、平成16年6月18日から施行する。

附 則

本規約は、平成25年6月21日から施行する。

附 則

本規約は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

本規約は、平成28年6月13日から施行する。

附 則

本規約は、令和5年7月7日から施行する。